

第 7 7 回 通 常 総 会

令和 7 年 5 月 2 7 日 (火)

東京都千代田区

シェーンバッハ・サポー



流域治水

全国治水期成同盟会連合会

第77回通常総会次第

日 時 令和7年5月27日（火） 15時00分から

会 場 シェーンバツハ・サポー

1. 開 会（15：00）

2. 会長挨拶

3. 来賓挨拶

4. 議 事

第1号議案 令和6年度事業報告

第2号議案 令和6年度収支決算の承認を求める件

第3号議案 規約改正について承認を求める件

第4号議案 役員等改選等に伴う就任について承認を求める件

第5号議案 令和7年度事業計画（案）の承認を求める件

第6号議案 令和7年度収支予算（案）の承認を求める件

5. 閉 会（16：00）

第1号議案 令和6年度事業報告

令和6年度における会務及び事業実施状況について次のとおり報告します。

1. 会員の状況（令和7年3月31日現在）

一種会員	47団体
二種団体	183団体（ダム45団体含む）
合計	230団体

2. 会議の開催

(1) 通常総会の開催

令和6年5月31日（水）15時から、砂防会館シェーンバッハ・サボー（東京都千代田区）において、第76回通常総会を国土交通省小笠原 憲一水管理・国土保全局次長をはじめ水管理・国土保全局幹部の皆様を来賓にお迎えして、会員270名（一種会員39団体、二種会員71団体、市町村長80名）の参加をいただき、総勢316名にて開催し、下記議案につきまして提案のとおり、議決いただきました。

議案

- ① 令和5年度事業報告
- ② 令和5年度収支決の承認を求める件
- ③ 令和6年度事業計画（案）の承認を求める件
- ④ 令和6年度収支予算（案）の承認を求める件
- ⑤ 役員等改選等に伴う就任について承認を求める件

(2) 治水事業促進全国大会

令和6年11月12日（火）午後14時30分砂防会館シェーンバッハ・サボー（東京都千代田区）において「治水事業促進全国大会」を廣瀬 昌由 国土交通省技監はじめ、多くの来賓のみな様、また、全国から治水事業に熱心にご尽力いただいている市町村長451名、都道府県、市町村等の関係者の皆様、総勢1,721名にご参集いただき、開催いたしました。主催者として脇 雅史 全国治水期成同盟会連合会会長が挨拶を行い、ご来賓を代表して、廣瀬 昌由 国土交通省技監からご祝辞を賜り、続いてご臨席を賜った 衆議院議員並びに参議院議員の先生方をご紹介した後、議事に入りました。はじめに、国土交通省水管理・国土保全局笠井 雅広治水課長から「河川行政に関する最近の話題」について説明をいただきました。次に、加藤 文明 山形県戸沢村長から、「山形県戸沢村における令和6年7月豪雨災害」と題して意見発表をいただき

ました。戸沢村においては、昭和19年、44年、平成30年と豪雨災害に見舞われており、被災状況から、国、県、村が協力し再度災害防止のための対策を講じてきたが、今回の災害は、最上川の観測史上最高水位の10.57mとなり、過去の激甚な災害時よりも、約2m水位が上昇し、浸水被災住家260戸、全村1,484世帯数の13.4%が被災する「想定をはるかに超える」水位を経験した。被災の要因は、地球温暖化による気象の変動であり、水害に対する安全率を高めるための、河道改修や洪水調節機能を保有する施設の整備、老朽化した施設の長寿命化を図ることも重要であるとともに、日本のどこかで、限定的な地域や流域が「被災地」となってしまわないように、余裕高をはるかに越え、堤防を越水し、本村が被災したこのような激甚な災害の河川水位を「どう捉え、どう考え、どう対策していくのか」は、関係各機関の連携のもと、地域の実情にあったハード・ソフト対策の取り組みを着実に進めていくことが重要である。と所見を述べられました。次に地方大会の決議並びに意見発表を受けて、当連合会理事中村 健西尾市長から決議案の朗読をいただき、全会一致で議決いただきました。大会終了後、本決議を要望書として、衆議院議員並びに参議院議員及び国土交通省並びに財務省等に要望活動を行いました。

なお、大会開催に先立ち、指出 一正 株式会社ソトコト・ネットワーク執行役員『ソトコト』編集長、国土交通省「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」委員から、「私たちは流域で幸せを見つける～関係人口とリジェネラティブ～」と題し、特別講演をいただきました。

令和6年度治水事業促進全国大会の動画配信を行いました。

(3) 理事会について

春季理事会

令和6年5月8日(水)11時から海運クラブ(千代田区平河町)において開催し、第76回通常総会等についてご審議いただき、事務局提案のとおり議決をいただきました。

秋季理事会

令和6年10月30日(水)11時から海運クラブ(千代田区平河町)において開催し、治水事業促進全国大会開催要領及び大会決議等についてご審議いただき、事務局提案のとおり議決をいただきました。

理事会終了後、国土交通省関東地方整備局にご支援いただき、鶴見川多目的遊水地の視察を行いました。

(4) 地方大会について

地方大会は、各地域の特色を生かし、近年の激甚化、頻発化する災害から得た教訓並びに復旧・復興の過程等から、流域全体で早急を実施すべき河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水対策による、地域の安全・安心等の再考を促す場を提供しました。

地方大会名	開催日	開催地 出席者数
東北地方治水大会 北陸地区治水大会	10月15日	山形県 (200名) 石川県 令和6年能登半島地震 及び令和6年9月20日から の大雨による被害により中止
中部地方治水大会	10月16日	静岡県 (250名)
近畿地方治水大会	10月 4日	京都府 (340名)
中国地方治水大会	10月 7日	岡山県 (275名)
四国地方治水大会	10月23日	高知県 (150名)
九州地方治水大会	10月 9日	鹿児島県 (230名)

3. 治水事業推進に関する広報活動

(1) ホームページによる諸情報の発進について

ホームページお知らせのバナーに国土交通省水管理・国土保全局の施策・提言等を発表後、速やかに掲載するなど、会員のみな様に河川行政に特化した諸情報の入手が安易となるように努めました。これにより、当連合会の目的である事業の促進及び事業の緊急性の啓発に寄与しました。

(2) 機関紙「治水」の発行について (ホームページによる情報発信)

内容の充実、情報の新鮮さに努めた結果、多くの読者の訪問をいただきました。

(3) 各種情報のEメールによる発信について

全水連からのお知らせ及び国土交通省水管理・国土保全局の施策・提言等を適時的確に会員あてにEメールによる情報発信を行いました。これにより治水・利水事業の啓発並びに会員との意思の疎通を図ることができ、事務の効率化に寄与しました。

(4) 国土交通省が実施する治水関係の諸行事に対する協賛について

諸行事実施に係る実行委員に参画、もしくは協賛することによって、当連合会の目的である事業の促進、緊急性の啓発、促進のための刊行物発行に寄与し

ました。

協賛した諸行事は以下のとおりです。

5月「水防月間」、7月「河川愛護月間」、7月7日「川の日」

7月21日からの旬間「森と湖に親しむ旬間」

第2号議案 令和6年度収支決算の承認を求める件

令和6年度収支決算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (A-B)
当期収支の部			
収入合計(A)	37,244,200	37,254,941	△ 10,741
支出合計(B)	38,830,000	37,779,868	1,050,132
当期収支差額(C=A-B)	△ 1,585,800	△ 524,927	△ 1,060,873
前期繰越収支差額(D)	16,216,024	16,216,024	0
次期繰越収支差額(C+D)	14,630,224	15,691,097	△ 1,060,873

注 大阪府会費 未収金6,897,500円は計上していない。

令和6年度収支決算書

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増△減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①会費収入	37,243,900	37,243,900	0	
一種正会員会費	34,498,900	34,498,900	0	
二種正会員会費	2,745,000	2,745,000	0	
②未収入金収入	0	0	0	
③雑収入	300	11,041	△ 10,741	
受取利息	300	11,041	△ 10,741	
④積立金取崩収入	0	0	0	
財政調整積立金取崩	0	0	0	
事業活動収入計(A)	37,244,200	37,254,941	△ 10,741	
2 事業活動支出				
①事業費支出	15,740,000	14,540,015	1,199,985	
事業促進費	8,500,000	8,233,699	266,301	
全国大会負担金	0	0	0	
地方大会負担金	7,000,000	6,081,916	918,084	
機関紙発行費	240,000	224,400	15,600	
②会議費支出	2,700,000	2,957,170	△ 257,170	
総会費	1,050,000	1,385,436	△ 335,436	
役員会費	1,650,000	1,571,734	78,266	
③管理費支出	19,390,000	19,282,683	107,317	
人件費	12,500,000	12,383,962	116,038	
社会保険料	2,100,000	2,600,762	△ 500,762	
旅費交通費	1,050,000	799,768	250,232	
通信運搬費	250,000	225,140	24,860	
消耗品費	130,000	113,020	16,980	
印刷製本費	260,000	258,773	1,227	
光熱水料	400,000	353,205	46,795	
賃借料	2,400,000	2,325,780	74,220	
雑費	300,000	222,273	77,727	
事業活動支出計(B)	37,830,000	36,779,868	1,050,132	
事業活動収支差額(A-B)	△ 585,800	475,073	△ 1,060,873	

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増△減 (A-B)	備考
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入 (C)	0	0	0	
2 投資活動支出			0	
① 積立金支出	1,000,000	1,000,000	0	
退職給与積立金	1,000,000	1,000,000	0	
財政調整積立金	0	0	0	
投資活動支出計 (D)	1,000,000	1,000,000	0	
投資活動収支差額	△ 1,000,000	△ 1,000,000	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入 (E)	0	0	0	
2 財務活動支出 (F)	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出 (G)	0	0	0	
当期収入合計 (H=A+C+E)	37,244,200	37,254,941	△ 10,741	
当期支出合計 (I=B+D+F+G)	38,830,000	37,779,868	1,050,132	
当期収支差額 (J=H-I)	△ 1,585,800	△ 524,927	△ 1,060,873	
前期繰越収支差額 (K)	16,216,024	16,216,024	0	
次期繰越収支差額 (J+K)	14,630,224	15,691,097	△ 1,060,873	

全国治水期成同盟会連合会
会 長 脇 雅 史 殿

令和6年度会計監査報告

全国治水期成同盟会連合会規約第10条6項の規定に基づき、令和6年度収支決算書について、証拠書類及び諸帳簿等を監査した結果、正確かつ適正であることを確認したので、報告します。

令和7年4月22日

全国治水期成同盟会連合会

監 事

一関市長

佐藤 善二 

全国治水期成同盟会連合会
会 長 脇 雅 史 殿

令和6年度会計監査報告

全国治水期成同盟会連合会規約第10条6項の規定に基づき、令和6年度収支決算書について、証拠書類及び諸帳簿等を監査した結果、正確かつ適正であることを確認したので、報告します。

令和7年4月25日

全国治水期成同盟会連合会

監 事 濱 田 剛 史 

第3号議案 規約改正について承認を求める件

規約第8条

副会長5名以内を 副会長10名以内に改正する。

改正理由

副会長の定員を増やし、さらなる組織体制の強化を図るため

新旧対照表

第8条関係及び附則の改正

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(役員) 第8条 本会に、次の役員を置く。 会 長 1 名 副会長 <u>10名以内</u> 専務理事 1 名 理 事 若干名 監 事 2 名</p> <p>附 則 <u>この規約は、令和7年6月1日から 施行する。</u></p> <p>附 則 この規約は、総会において議決した 日から施行する。 2、3、4 略</p>	<p>(役員) 第8条 本会に、次の役員を置く。 会 長 1 名 副会長 5 名以内 専務理事 1 名 理 事 若干名 監 事 2 名</p> <p>附 則 この規約は、総会において議決した 日から施行する。 2、3、4 略</p>

第4号議案 役員等改選等に伴う就任について承認を求める件

- ・会長及び副会長につきましては、4月25日(金)に評議員会を開催し、選任いただきました。総会の承認を得て会長が委嘱します。
- ・理事につきましては、4月25日(金)に評議員会を開催し、選任いただきました。会長が委嘱します。
- ・監事につきましては、4月25日(金)に評議員会を開催し、選任いただきました。総会の承認を得て会長が委嘱します。
- ・最高顧問の推挙及び顧問の委嘱につきましては、5月9日(金)に理事会を開催し、決議いただきました。最高顧問につきましては、総会にて推挙をいただきます。顧問につきましては、会長が委嘱します。

(参考：全国治水期成同盟会連合会規約抜粋)

1. 役員を選任

(役員を選任)

第9条 会長及び副会長は、評議員会で選任し、総会の承認を得て会長が委嘱する。

2 理事は、評議員会で選任し、会長が委嘱する。

3 監事は、評議員会で選任し、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 専務理事は、理事のうちから会長が指名する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6 専務理事は、事務局長を兼ねる事ができる。

2. 最高顧問及び顧問の委嘱

(最高顧問及び顧問)

第14条 本会に、最高顧問及び顧問を置くことができる。

2 最高顧問は本会に多大の貢献のあった者の中から、理事会の議決を経て、総会で推挙する。

3 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

4 最高顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べる事ができる。

5 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べる事ができる。

6 顧問の任期は、委嘱の日から次期通常総会終了の日までとする。ただし再任を妨げない。

全国治水期成同盟会連合会役員(案)

役職	氏名	公職	協会等役職	備考
会長	脇 雅 史	脇雅史政策研究会 会長 元参議院議員		
副会長	花 角 英 世	新潟県知事		任期:令和8年5月31日
	木 幡 浩	福島市長	東北直轄河川治水期成同盟会連合会会長	
	柴 橋 正 直	岐阜市長	中部直轄河川治水期成同盟会連合会会長	
	原 口 新 五	久留米市長	九州治水期成同盟連合会会長	
	宮 坂 尚 市 朗	厚真町長	北海道治水砂防海岸事業促進同盟会長	理事から副会長
	中 原 八 一	新潟市長	北陸直轄河川治水期成同盟会連合会会長	新任副会長
	西 行 茂	福井市長	近畿直轄河川治水期成同盟会連合会会長	理事から副会長
	伊 東 香 織	倉敷市長	中国治水期成同盟会連合会会長	新任副会長
	二 宮 隆 久	大洲市長	四国治水期成同盟連合会会長	理事から副会長
専務理事	椿 本 和 幸	全国治水期成同盟会連合会 事務局長		
理事	黒 岩 祐 治	神奈川県知事		任期:令和8年5月31日
	一 見 勝 之	三重県知事		任期:令和8年5月31日
	浜 田 正 利	新得町長	北海道治水砂防海岸事業促進同盟会副会長 北海道補助ダム促進協力会会長	新任理事
	伊 藤 康 志	大崎市長	江合・鳴瀬・吉田川水系改修期成同盟会会長	
	高 橋 大	横手市長	東北ダム事業促進連絡協議会会長	
	高 橋 靖	水戸市長	那珂川改修期成同盟会会長	
	井 出 敏 朗	能美市長	石川県治水協会会長	
	田 中 幹 夫	南砺市長	利賀ダム建設促進期成同盟会副会長	
	中 村 健	西尾市長	愛知県河川海岸協会副会長	
	佐 藤 健 司	大津市長	近畿直轄ダム事業等促進協議会副会長	新任理事
	上 定 昭 仁	松江市長	斐伊川水系治水期成同盟会会長	
	松 浦 敬 治	東みよし町長	吉野川上流改修期成同盟会副会長	新任理事
	土 居 昌 弘	竹田市長	竹田水害緊急治水ダム建設促進委員会顧問	
	田 中 良 二	薩摩川内市長	川内川下流改修促進期成会会長	
監事	濱 田 剛 史	高槻市長	淀川右岸治水促進期成同盟会長	
	佐 藤 善 仁	一関市長	北上川上流改修期成同盟会会長	

顧問名簿(案)

役 職	氏 名	現 職
最高顧問	陣 内 孝 雄	元 参 議 院 議 員 元全国治水期成同盟会連合会 会長
	井 上 信 治	衆 議 院 議 員
	平 口 洋	衆 議 院 議 員
	古 川 禎 久	衆 議 院 議 員
	石 井 正 弘	参 議 院 議 員
	佐 藤 信 秋	参 議 院 議 員

第5号議案 令和7年度事業計画（案）の承認を求める件

1. 会員の状況

一種会員	47 団体
二種会員	182 団体（退会：新潟県河川協会）
合計	229 団体

2. 事業及び活動方針等

(1) 地方治水大会の開催

治水事業促進全国大会を開催し、治水関係事業予算の所要額の確保を図るため、地方治水大会を開催地の地方公共団体、県河川協会等と共催し、地方治水大会を開催する。

令和5年度は次により開催する。

大会名	開催予定日	開催予定地
東北地方治水大会	10月9日（木）	秋田県
北陸地方治水大会	10月22日（水）	新潟県
中部地方治水大会	10月28日（火）	三重県
近畿地方治水大会	10月16日（木）	滋賀県
中国地方治水大会	10月15日（水）	島根県
四国地方治水大会	10月20日（月）	愛媛県
九州地方治水大会	10月7日（火）	佐賀県

(2) 治水事業促進全国大会の開催

本年度も政府の予算編成の時期に合わせて、各地方治水大会の成果を結集して、治水事業促進全国大会を開催し、大会終了後決議事項の実現を期するため、国会、政府並びに関係機関に対して強力に要望活動を実施する。

日時 令和7年11月11日（火） 14時30分から

場所 シェーンバッハ・サボー（東京都千代田区）

治水事業促進全国大会に先立ち特別講演会を実施する。

(3) 要望活動（再掲）

治水・利水事業の推進のため、各地方治水大会、治水事業促進全国大会等の活動を通じて、国会、政府並びに関係機関に対して要望活動を実施する。

(4) 広報活動等

- ① 機関誌「治水」の発行を通じて、会員をはじめ国民に対して、治水・利水事業の推進に関する広報活動を行う。
- ② 会員様あて情報発信（Eメールを使用）に努める。

③ 各種大会においての、パンフレット等の配布を通じて治水・利水事業の重要性、緊急性の啓発に努める。

④ 国土交通省並びに関係団体が実施する各種行事について、参画または協賛する。

(5) 会議の開催

通常総会、臨時総会、理事会等必要に応じて適時開催する。

令和7年度収支予算(案)

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(単位：円)

科目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増△減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 会費収入	37,228,900	37,243,900	△ 15,000	
一種正会員会費	34,498,900	34,498,900	0	
二種正会員会費	2,730,000	2,745,000	△ 15,000	
② 未収入金収入	0	0	0	
③ 雑収入	11,000	300	10,700	
受取利息	11,000	300	10,700	
④ 積立金取崩収入	0	0	0	
財政調整積立金取崩	0	0	0	
事業活動収入計(A)	37,239,900	37,244,200	△ 4,300	
2 事業活動支出				
① 事業費支出	15,050,000	15,740,000	△ 690,000	
事業促進費	7,820,000	8,500,000	△ 680,000	
全国大会負担金	0	0	0	
地方大会負担金	7,000,000	7,000,000	0	
機関紙発行費	230,000	240,000	△ 10,000	
② 会議費支出	2,730,000	2,700,000	30,000	
総会費	1,130,000	1,050,000	80,000	
役員会費	1,600,000	1,650,000	△ 50,000	
③ 管理費支出	19,790,000	19,390,000	400,000	
人件費	12,500,000	12,500,000	0	
社会保険料	2,450,000	2,100,000	350,000	
旅費交通費	800,000	1,050,000	△ 250,000	
通信運搬費	230,000	250,000	△ 20,000	
消耗品費	120,000	130,000	△ 10,000	
印刷製本費	260,000	260,000	0	
光熱水料	370,000	400,000	△ 30,000	
賃借料	2,820,000	2,400,000	420,000	
雑費	240,000	300,000	△ 60,000	
事業活動支出計(B)	37,570,000	37,830,000	△ 260,000	
事業活動収支差額(A-B)	△ 330,100	△ 585,800	255,700	

科目	予算額 (A)	前年度予算額 (A)	増△減 (A-B)	備考
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入(C)	0	0	0	
2 投資活動支出			0	
① 積立金支出	1,000,000	1,000,000	0	
退職給与積立金	1,000,000	1,000,000	0	
財政調整積立金	0	0	0	
投資活動支出計(D)	1,000,000	1,000,000	0	
投資活動収支差額	△ 1,000,000	△ 1,000,000	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入(E)	0	0	0	
2 財務活動支出(F)	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出(G)	0	0	0	
当期収入合計(H=A+C+E)	37,239,900	37,244,200	△ 4,300	
当期支出合計(I=B+D+F+G)	38,570,000	38,830,000	△ 260,000	
当期収支差額(J=H-I)	△ 1,330,100	△ 1,585,800	255,700	
前期繰越収支差額(K)	15,691,097	16,216,024	△ 524,927	
次期繰越収支差額(J+K)	14,360,997	14,630,224	△ 269,227	

注 大阪府会費未収金6,897,500円は計上していない。

令和7年度会費負担額調書

一種正会員

(単位:千円)

会員名	会 費		会員名	会 費	
	令和7年度	令和6年度		令和7年度	令和6年度
北海道	1,871.1	1,871.1	滋 賀	575.1	575.1
青 森	567.0	567.0	京 都	583.2	583.2
岩 手	623.7	623.7	大 阪	1,579.5	1,579.5
宮 城	720.9	720.9	兵 庫	996.3	996.3
秋 田	534.6	534.6	奈 良	550.8	550.8
山 形	939.9	939.9	和 歌 山	486.0	486.0
福 島	810.0	810.0	鳥 取	437.4	437.4
茨 城	575.1	575.1	島 根	680.4	680.4
栃 木	526.5	526.5	岡 山	623.7	623.7
群 馬	696.6	696.6	広 島	826.2	826.2
埼 玉	1,198.8	1,198.8	山 口	672.3	672.3
千 葉	818.8	818.8	徳 島	526.5	526.5
東 京	1,352.7	1,352.7	香 川	396.9	396.9
神奈川	1,198.8	1,198.8	愛 媛	550.8	550.8
新 潟	1,320.3	1,320.3	高 知	575.1	575.1
山 梨	486.0	486.0	福 岡	826.2	826.2
長 野	664.2	664.2	佐 賀	801.9	801.9
富 山	550.8	550.8	長 崎	550.8	550.8
石 川	445.5	445.5	熊 本	712.8	712.8
岐 阜	704.7	704.7	大 分	542.7	542.7
静 岡	801.9	801.9	宮 崎	558.9	558.9
愛 知	874.8	874.8	鹿 児 島	607.5	607.5
三 重	502.2	502.2	沖 縄	437.4	437.4
福 井	615.6	615.6	合 計	34,498.9	34,498.9

二種正会員 一団体 15,000円

全国治水期成同盟会連合会規約

平成 14 年 11 月 21 日総会議決

(名 称)

第 1 条 本会は、全国治水期成同盟会連合会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、治水及び利水事業の緊要性の普及徹底を図るとともに、これら事業の実施を強力に推進することを目的とする。

(事務所)

第 3 条 本会は、事務所を東京都に置く。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 治水及び利水事業の促進に関する事業
- (2) 治水及び利水事業の緊要性の啓発宣伝に関する事業
- (3) 治水及び利水事業に関する建議および要請
- (4) 治水及び利水事業を促進する刊行物の頒布
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 一種正会員
 - (2) 二種正会員
 - (3) 賛助会員
- 2 一種正会員は都道府県とする。
- 3 二種正会員は、都道府県以外の地方公共団体ならびに治水及び利水関係期成同盟会等の団体とする。
- 4 賛助会員は前二項に規定する者以外の者で、本会の趣旨に賛同した団体とする。

(会 費)

第 6 条 会員は、総会で定める予算に基づき、会費を納めなければならない。

(支 部)

第 7 条 本会は、必要に応じ、各都道府県に支部を置くことができる。

(役 員)

第 8 条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 5 名以内

専務理事 1 名

理 事 若干名

監 事 2 名

(役員を選任)

第9条 会長及び副会長は、評議員会で選任し、総会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 理事は、評議員会で選任し、会長が委嘱する。
- 3 監事は、評議員会で選任し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 専務理事は、理事のうちから会長が指名する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 専務理事は、事務局長を兼ねる事ができる。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、本会の常務を執行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行するほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に附議する事項

(2) 総会又は評議員会の議決を要する事項で、急を要し、会長が総会又は評議員会を招集するいとまがないと認めた事項

- 5 前項第2号の規定により議決した事項については、会長は、次の総会又は評議員会に報告して承認を求めなければならない。
- 6 監事は、本会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期が満了した後も後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。
- 3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員及び評議員職務)

第12条 評議員は、支部の推せんに基づき、会長が委嘱する。

- 2 評議員は、評議員会を組織し、本会の重要事項を審議する。

(評議員任期)

第13条 評議員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による評議員は、前任者の残任期間とする。

(最高顧問及び顧問)

第14条 本会に、最高顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問は本会に多大の貢献のあった者の中から、理事会の議決を経て、総会で推挙する。
- 3 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 4 最高顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べる事ができる。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べる事ができる。
- 6 顧問の任期は、委嘱の日から次期通常総会終了の日までとする。
ただし再任を妨げない。

(参 与)

第15条 本会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(会 議)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開くものとする。

2 総会においては、この規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業及び収支決算に関する事項
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

第17条 会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長をもってあてる。

2 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 計)

第18条 本会の経費は、次の各号の収入をもってあてる。

- (1) 通常会費
- (2) 臨時会費
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第19条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員を置き、事務局長および職員は、会長が任免する。

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会において出席会員の4分の3以上の同意がなければ変更することができない。

(解 散)

第21条 本会は、第2条の目的を達成したときに解散する。

2 解散するときは、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、総会において議決した日から施行する。

- 2 この規約の施行の日をもって、昭和23年3月7日に制定された「全国治水期成同盟会連合会規約」および昭和26年11月1日に制定された「全国河川総合開発促進期成同盟会規約」は廃止する。
- 3 本規約の施行の際、従前の全国治水期成同盟会連合会規約の規定に基づいて選任された現役員の任期は、平成15年5月31日とする。
- 4 本規約の施行の際、全国河川総合開発促進期成同盟会規約の規定に基づいて選任された現役員の任期は、本規約施行の日までとする。